

② ①
法人の場合は、主たる事務所の所在地を記入すること。
その商号及び代表者を記入すること。

物 件 買 入 契 約 書

契約番号第 号
令和 年 月 日

発注者 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号
尼 崎 市
代表者 尼崎市長 松 本 眞 印

受注者
① 住 所 _____
② 氏 名 _____ 印

物 件 名

内 訳	名 称	形状・規格・寸法	単位	数量	単価(円)	金 額 (円)	備 考

契 約 金 額
円 [うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円]

納入の場所

納入の期限

契約保証金

支 払 条 件

上記物件の買入れについて、発注者尼崎市と受注者 _____
との間に次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

尼崎市物件買入契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）及び別添の仕様書、図面又は見本（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物件の買入契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物件（以下「物件」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）までに契約書記載の納入場所（以下「納入場所」という。）に納入するものとし、発注者は、契約書記載の売買代金を契約書記載の支払条件に従い支払うものとする。
- 3 受注者は、この約款又は仕様書等に特別の定めがある場合及び発注者と受注者との協議により定めたものがある場合を除き、物件を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款又は仕様書等に定める発注者又は受注者による催告、請求、通知、報告、申出、届出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体である場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を当該共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。
- 13 前項の場合において、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について共同企業体の代表者を通じて行わなければならない。

(契約保証金)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額（単価契約の場合にあつては、その契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下この条において同じ。）の100分の5に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が特に必要がないと認める場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者が次の各号のいずれかに該当する保証を付したときは、同項の契約保証金の納付は要しない。
- (1) 尼崎市財務規則（昭和39年尼崎市規則第24号）第125条に規定する有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結による保証
- 3 前項の保証は、その保証金額又は保険金額を契約金額の100分の5以上としなければならない。
- 4 受注者が第2項第2号及び第3号に掲げる保証のいずれかを付す場合は、当該保証は第14条第2項各号に規定する法律に基づき同項各号に掲げる者が行うこの契約の解除による損害についても保証するものでなければならない。
- 5 受注者は、第2項第3号の保証に付したときは、当該履行保証保険契約に係る保証証券を発注者に寄託しなければならない。
- 6 契約金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5に達するまで、発注者又は受注者は保証の額の増額又は減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約に基づいて生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 受注者は、前項ただし書の承諾を受けて売買代金債権を譲渡した場合は、その譲渡により得た資金をこの

契約の履行に必要な経費以外に使用してはならず、また、当該資金の使途を明らかにする書類を発注者に提出しなければならない。

- 3 第1項ただし書の承認があった場合においては、受注者は、発注者が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない。

(事故発生理由書の提出等)

第4条 受注者は、その責めに帰すことができない理由により納入期限までに物件の納入を完了することができないおそれがあるときは、直ちに、その理由及び物件の納入を完了することができる時期等を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による書面の提出があった場合においては、その事実を調査し、正当な理由があると認めるときは、発注者が必要と認める範囲において、納入期限を延長することができる。

(履行内容の変更等)

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、この契約の履行の内容を変更し、又はこの契約の履行を一時中止させることができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議して、この契約の履行の変更内容を書面に定め、又は契約金額（単価契約の場合にあっては、その契約単価（変更があった場合にあっては、変更後の契約単価）、契約金額に変更があった場合にあっては変更後の契約金額。以下この条及び第13条第1項第2号において同じ。）若しくは納入期限を変更しなければならない。

- 3 受注者は、前条第2項の規定による納入期限の延長又は前項の規定によるこの契約の履行内容、契約金額若しくは納入期限の変更の協議が整った場合において、この契約を変更する必要があるときは、発注者が指定する日から5日以内に、発注者が指定する変更契約書又は請書を発注者に提出しなければならない。

- 4 受注者は、第1項の規定によるこの契約の履行の一時中止があった場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(検査)

第6条 受注者は、納入場所に物件を納入したときは、直ちに、その旨を発注者に届け出なければならない。

- 2 発注者は、前項（次項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受けたときは、当該届出を受けた日から10日以内に、仕様書等に定めるところにより、発注者が指定する検査員により、物件の検査を行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を15日まで延長することができる。

- 3 受注者は、物件が前項（この項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による検査に合格しないときは、直ちに、発注者の指定する期間内に、物件を補修し、又は物件を引き取った後、代替物件を納入しなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

- 4 発注者は、第2項の規定による検査をしようとするときは、受注者の立会いを求めるものとする。

- 5 前項の場合において、発注者は、受注者が当該検査の立会いに応じないときは、その立会いのないまま検査することができる。この場合において、受注者は、当該検査に対して異議を申し出ることができない。

- 6 第2項の規定による検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(物件の引渡し等)

第7条 物件の引渡しは、前条第2項の規定による検査に合格したときに完了するものとする。

- 2 物件の所有権は、前項の引渡しの完了をもって発注者に移転するものとする。

- 3 受注者は、既に納入した物件については、発注者の承認を得なければこれを引き取ることができない。

(危険負担)

第8条 物件の引渡しの完了前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

(売買代金の請求等)

第9条 受注者は、第7条第1項の規定により物件の引渡しを完了したときは、所定の手続に従って、発注者に対して売買代金の支払を請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による受注者からの売買代金の適法な請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に売買代金を支払うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により第6条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、当該期間が満了した日の翌日から同項の規定による検査を完了した日までの日数は、前項に規定する期間の日数から差し引くものとする。

(契約不適合責任)

第10条 この約款に別に定めるもののほか、発注者は、納入された物件が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないときは、受注者に対し、物件の補修、代替物件の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、発注者は、同項の規定による履行の追完の請求に代え、又は当該履行の追完の請求とともに、損害賠償の請求及びこの契約を解除することができる。

3 第1項に規定する場合において、同項の規定により発注者が相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を請求したにもかかわらずその期間内に履行の追完がないときは、発注者は、納入された物件がこの契約の内容に適合しない程度に応じて売買代金の減額を請求することができる。

4 前項の規定による売買代金の減額の割合は、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、第1項の規定による履行の追完の請求に係る追完期間の末日の翌日から起算して履行の追完がなされるまでの日数に応じ、1日につき、契約金額（単価契約の場合にあつては契約単価（変更があつた場合にあつては、変更後の契約単価）に各予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額、契約金額に変更があつた場合にあつては変更後の契約金額、第13条第1項第2号を除き、以下同じ。）の1,000分の1に相当する金額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

5 第3項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の請求なくして、直ちに、売買代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物件の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が、第1項の規定により履行の追完の請求をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

6 納入された物件がこの契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約不適合を理由とする履行の追完の請求、損害賠償の請求、売買代金の減額の請求及びこの契約の解除（以下「追完請求等」という。）をすることができない。

7 受注者が、契約不適合に係る物件を引き渡した場合において、発注者が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、追完請求等を行うことができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（発注者の解除権等）

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対して相当の期間を定めてその履行その他の是正（以下「履行等」という。）を求める旨の催告し、その期間内に履行等がなされないときは、この契約を直ちに解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに、物件の納入を完了しないとき又は物件の納入を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 受注者又はその委任を受けた者が、この契約に基づく検査の実施に当たる職員の職務の執行を妨げるとき又は当該職員の指示に従わないとき。

(3) 正当な理由なく前条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 第3条第2項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の内容の書類を提出したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、この契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反し、第三者に売買代金債権を譲渡し、又は承継させたとき。

(2) 第3条第2項の規定に違反し、売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行に必要な経費以外に使用したとき。

(3) この契約の締結又は履行について不正があつたとき。

(4) この契約上の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) この契約上の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を

明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 物件の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、受注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に売買代金債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が第13条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物件買入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は物件、資材、原材料の購入契約その他の契約でこの契約の履行に伴うもの（以下「下請契約等」という。）について、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該下請契約等の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当するとき。
 - (12) 国税、地方税その他公課の滞納処分又は強制執行を受けたことによりこの契約の目的を達することができないとき。
 - (13) 受注者が尼崎市契約事務における公正な職務執行を確保するための手続等に関する要綱（平成23年8月1日実施）第4条第1項に規定する不当行為者に認定されたとき。
- 3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に生じた損失があっても、これを一切補償しないものとする。
- 4 第1項各号又は第2項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除することができない。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除する場合において、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その代表者。以下この項において同じ。）の所在を確認することができないときは、発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知に代えることができるものとする。この場合におけるその効力は、その掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

（発注者の任意解除権）

第12条 発注者は、物件の納入が完了しない間は、前条第1項又は第2項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前項規定により賠償すべき額は、委託者と受託者とが協議して定める。

（受注者の解除権）

第13条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者の都合によるこの契約の履行の遅延又は一時中止の期間が、3月以上又はこの契約の履行に通常要する期間の3分の1以上に達したとき。
- (2) 第5条第1項の規定によりこの契約の履行の内容を変更する場合において、この契約の変更により契約

金額が3分の2以上減少することとなるとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害を受けたときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

3 第1項各号に掲げる場合が受注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、受注者は、同項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第14条 受注者は、次のいずれかに該当する場合においては、発注者が別に定めるときを除き、契約金額の100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、受注者は、直ちに、その超える金額を発注者に支払わなければならない。

(1) 第11条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員。以下この項において同じ。）について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、同項各号に掲げる場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由により生じたものであるときは、適用しない。

4 第1項の場合（第11条第2項第8号又は第10号に該当することを理由としてこの契約が解除された場合を除き、第2項の規定により第1項第2号に該当するものとみなされる場合を含む。）において、第2条第1項の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる同条第2項各号に掲げる担保の提供が行われているときは、発注者は、その契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当し、なお不足があるときは、売買代金をもってこれに充当することができる。ただし、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていないときは、売買代金をもって当該違約金に充当することができる。

5 第1項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、その構成員は、同項の違約金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、その構成員であった者についても同様とする。

(談合行為に対する措置)

第15条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を違約金として発注者の指定する期間内に発注者に支払わなければならない。この契約の履行完了後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に対し、次のいずれかに該当する命令を行い、当該命令が確定したとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項又は第2項の規定による命令（独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。）

イ 独占禁止法第8条の2第1項又は第3項の規定による命令（不当な取引制限に相当する行為又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約に係る命令に限る。ウにおいて同じ。）

ウ 独占禁止法第8条の2第2項において準用する独占禁止法第7条第2項の規定による命令

(2) 公正取引委員会が、受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の9第1項若しくは第2項の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前各号の規定による違法な行為を行ったことが明らかになったとき。

2 発注者は、受注者が前項各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

3 受注者が共同企業体である場合については、第1項各号及び第2項中「受注者」とあるのは、「受注者たる共同企業体の構成員」として、前2項の規定を適用する。

4 第11条第3項の規定は、第2項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

5 第1項の場合において、発注者に生じた損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、受注者は、直ちに、その超える金額を発注者に支払わなければならない。

6 前条第4項及び第5項の規定は、第1項及び前項の場合について準用する。

（履行遅滞に係る延滞違約金等）

第16条 受注者は、納入期限までに物件の納入を完了することができなかったときは、納入期限の翌日から起算して物件の納入を完了した日までの日数に応じ、1日につき、契約金額の1,000分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）の延滞違約金を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第14条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により第9条第2項の規定による売買代金の支払が遅延したときは、発注者に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

（損害賠償責任等）

第17条 受注者は、この契約の履行に当たり発注者に損害を与えたときは、直ちに、その損害を賠償しなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することのできない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 第14条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により受注者が支払うべき損害賠償金について準用する。

第18条 受注者は、この契約による債務の履行に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約による債務の履行に関し第三者との間に紛争を生じさせた場合においては、直ちに、発注者にその旨を通知するとともに、自己の責任と負担で当該紛争を解決するものとする。この場合において、発注者が損害を被ったときは、受注者は、当該損害を賠償しなければならない。

（遅延利息）

第19条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、この契約に基づき支払うべき金銭をその指定された支払期限までに支払わないときは、当該金銭について、当該支払期限の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により計算した利息を発注者に支払わなければならない。

2 第14条第4項及び第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（相殺）

第19条の2 受注者が発注者に対して金銭債権を有する場合において、発注者が受注者に対して金銭債権を有するときは、発注者は、これらの金銭債権について相殺することができる。

2 前項の場合において、受注者が発注者に対して有する金銭債権の総額が、発注者が受注者に対して有する金銭債権の総額に満たないときは、同項の規定による相殺の充当の順序は、発注者が指定する。

3 前項の場合において、発注者が第1項の規定による相殺の意思表示をしたときは、受注者は、速やかに、その相殺後の残額を発注者に支払わなければならない。

（従事者災害等）

第20条 受注者は、この契約による債務の履行に関し生じた受注者のその履行に係る従事者の災害等については、全責任を持って措置し、発注者は何ら責任を負わない。

（変更等の届出）

第21条 受注者は、その住所又は氏名（法人にあっては、名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したときその他発注者が別に定める場合は、速やかに、その旨を発注者に届け出なければならない。

(調査等)

第 22 条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者によるこの契約の履行状況につき、必要な調査をし、又は受注者に報告を求めることができる。

(人権尊重努力義務)

第 23 条 受注者は、尼崎市人権文化いきつくまちづくり条例（令和 2 年尼崎市条例第 3 号）に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画に実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第 24 条 この約款又は仕様書等に定めのない事項及び疑義がある事項については、法令（尼崎市の条例等を含む。）の定めるところによるほか、発注者と受注者とが協議して定める。

以 上